

自己資本の構成に関する開示事項（平成 28 年 3 月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成 28 年 3 月末		平成 27 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	748,788		744,766	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	524,817		515,043	
1c	うち、自己株式の額（△）	37,480		37,480	
26	うち、社外流出予定額（△）	5,751		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	516		474	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	66,805	44,536	53,642	80,463
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	816,109		798,883	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,557	3,038	3,022	4,533
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	4,557	3,038	3,022	4,533
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 769	△ 512	△ 428	△ 642
12	適格引当金不足額	18,864	12,576	12,706	19,059
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	32	21	22	33
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	2,209	3,314
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	17	11	17	26
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	1,853	2,780
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額		—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		—	—	—	—
27	その他 Tier1 資本不足額		5,703		8,172	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		28,405		27,576	
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		787,703		771,307	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		—		—	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		—		—	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		—		—	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		605		1,438	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額		605		1,438	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		605		1,438	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		—	—	47	71
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		—	—	—	—
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		6,309		9,563	
	うち、適格引当金不足額		6,288		9,529	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		21		33	
42	Tier2 資本不足額		—		—	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		6,309		9,610	
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)		—		—	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		787,703		771,307	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		—	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—		—	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	10,000		10,000	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	126		142	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	126		142	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		—	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	30,940		52,504	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	30,940		52,504	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	71,066		92,646	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	405	608
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	6,288		9,536	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	—		6	
	うち、適格引当金不足額	6,288		9,529	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	6,288		9,942	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	64,778		82,704	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	852,482		854,011	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	4,410		17,161	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	4,373		6,679	
	うち、退職給付に係る資産に係る額	—		4,867	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	36		84	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	—		5,529	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,181,872		6,117,409	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.74		12.60	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.74		12.60	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.79		13.96	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	74,492		83,547	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	7,512		7,144	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	126		142	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	790		908	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	31,410		31,651	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	18,000		21,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成 28 年 3 月末		平成 27 年 12 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	701,153		697,784	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	477,182		468,061	
1c	うち、自己株式の額 (△)	37,480		37,480	
26	うち、社外流出予定額 (△)	5,751		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	516		474	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	64,654	43,103	48,242	72,363
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	766,323		746,502	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,474	2,982	2,986	4,479
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	4,474	2,982	2,986	4,479
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 769	△ 512	△ 428	△ 642
12	適格引当金不足額	27,325	18,217	18,123	27,185
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	32	21	22	33
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	457	304	224	336
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	17	11	17	26
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	1,340	2,011
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

27	その他 Tier1 資本不足額	8,524		12,226		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	40,061		34,513		
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	726,262		711,989		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-		
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	605		1,438		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	605		1,438		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	605		1,438		
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39	58	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,129		13,626		
	うち、適格引当金不足額	9,108		13,592		
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	21		33		
42	Tier2 資本不足額	-	-	-	-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	9,129		13,665		
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	726,262		711,989		
Tier2 資本に係る基礎項目						
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-	
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-	
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		30,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		10,000		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	4		4		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	4		4		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	28,991		49,187		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	28,991		49,187		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	68,995		89,191		

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	332	498
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,108		13,598	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	—		5	
	うち、適格引当金不足額	9,108		13,592	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	9,108		13,930	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	59,887		75,260	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	786,149		787,249	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	4,756		10,845	
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。) に係る額	4,291		6,597	
	うち、前払年金費用に係る額	428		480	
	うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	36		84	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	—		3,682	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,927,892		5,947,291	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.25		11.97	
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.25		11.97	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.26		13.23	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	66,989		76,650	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,709		2,343	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	4		4	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	345		378	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	31,154		31,380	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	18,000		21,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書 (資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。